

UNFCCC JI Technical Workshop 参加報告

2010年9月7日

社団法人海外環境協力センター(OECC)

日時 : 2010年9月6日(月)～7日(火)
場所 : Holiday Inn Moskovskie vorota (ロシア・サンクトペテルブルク)
参加者 : ロシア政府、ロシア関連機関、国際機関、UN JI 事務局等
主催 : SBERBANK, ROSHYDROMET, UNFCCC

アジェンダ :

セッション1 : JI survey

議長 : Benoit Leguet (JISC 議長)

① 2012年以降に向けての国際合意の現状

発表者 : Valid Trusca, Amdrew Howard (UNFCCC 事務局)

- ・カンクンまでの取組状況
 - コペンハーゲン合意→政治的意味合いが強い(130ヶ国、世界の90%の排出量についての取り決め)
 - ゴールは決まっているが、至るプロセスについては関係各国での合意が必要
 - 2006年から第二約束期間についての交渉開始
 - 2008年から国際的な交渉開始
- ・2012年以降に向けての制度整備
 - 先進国削減目標値、発展途上国の緩和行動
 - 排出削減のためのプロジェクト実施(発展途上国への技術サポート、モニタリングなど)の為に資金の多くは既存および新規の資金源からであるが、NAMAs (Nationally Appropriate Mitigation Actions)への資金の流れについてはより明確なフロー説明が必要
 - 資金源については多数あり複雑であるので、資金の流れを明確にするための機関又は団体が必要
- ・市場拡大のために
 - 発展途上国への公的資金による支援補充、先進国の目標値設定達成については柔軟性が必要である。また、民間セクターの市場参加も必要である。
 - 公的および民間セクターの協力が必要
- ・現在ある制度の強化
 - CDMの補完(広範囲の排出減を対象とした新しい制度の作成)
 - 別ベースラインの定義、セクター別クレジットの発行および分配
- ・統一市場と地域市場のバランス
 - 統一市場、地域市場の二つの市場を整備する。
 - 地域市場をリンクさせる試み(実際のリンクは地域の決定に従う)
 - 統一市場→ユニバーサルスタンダードを重点的に採用

- ・JI プロジェクトについて
過大評価である(potential >現状の伸び率)。以下理由
 - 経済の影響を受ける。
 - track1 と track2 の競合
 - 国内の政策や認定独立組織が JI 市場の成長を妨げている。
- ・JI 制度を一般化するには
 - 共通のスタンダードとプロセスの作成
 - CDM の共通する部分を利用する。
- ・今後のスケジュール
天津(中国)10月4日～9日
カンクン(メキシコ)11月29日～12月10日

② 炭素市場の現状

発表者：Olga Gassan-zade (Point Carbone)

- ・炭素市場
 - 2012年現在→全体量 11Gt-CO₂、5%の伸び率(2011→2012)、その中で JI 市場が占める割合は少なくまた、JI 市場は余り変化が見られない。
- ・JI プロジェクト内訳
 - 数：全体 476 (内訳 ロシア 247、ウクライナ 102、...)
 - トラック別：トラック 1→143 トラック 2 →333
- ・JI の取引価格
 - CERs→約 11(€/ton) ERUs→約 8.5(€/ton) (7月現在)
- ・京都メカニズムでの需要と供給
 - 需要→全体 1645 供給→全体 1561 (内訳：CERs→1,419、ERUs→142)
- ・3つの需要シナリオ
 - 米国の取組
米国がキャップアンドトレード制度を導入、他の国が排出目標値(upper level)を採用、政府が新しい制度に注目(NAMAs,REDD)する。→2020年までに 5-6Gt の CER 需要が見込める。
 - Steady course
米国がキャップアンドトレード制度ではなくその他の制度により排出を制限、他の国が排出目標値(middle level)を採用し、政府からさらなる CER の需要が見込める。→2020年までに 4-5Gt の CER 需要が見込める。
 - UNFCCC の失敗
供給過多(EU 以外からの限られた需要、実施中のプロジェクトから需要以上のクレジットが供給されるなど)、中国の底値、EU-ETS 内で HFC が制限される→2020年までに 3-4Gt の CER 需要が見込める。
- ・コペンハーゲン合意
 - 先進国での制限がない
 - 発展途上国に対してボランタリーな誓約制限

- オフセットメカニズム、コンプライアンスの体制がない
- COP/MOP での決定を通じての実施
- ・ 京都議定書の改正
 - 法的拘束力のある目標値の明記
- ・ 取引に大きな影響を与えるその他の要素
 - AAU 実施の現状(政治的なコントロール、現在の稼働率 1.6%未満)
 - CER 供給量(現在のプロジェクト実施状況によって量がコントロールされる。)
 - REDD、新メカニズム

以上より→2018 年までは CERs に対してはまだ高い需要が見込めるであろう。
(point carbon では 2016 年での CER 価格は 19€と見込む)

③ JI メカニズムの現状及び改善

発表者：Vlad Trusca、Andrew Howard (UNFCCC 事務局)

- ・ JI の背景報告 (Time line, Track1 and Track2)
- ・ 2010 年 9 月 1 日現在でのプロジェクト状況
 - 234PDDs:track2、39PDDs:track2→track1、25determinaion:track2、20 verification:track2、180project:track1)
- ・ track2 の内訳
 - 国別(ロシア 70%、ウクライナ 17%、ポーランド 3%、ルーマニア 4%、リトアニア 3%、ブルガリア 2%)
 - 分野別(随伴ガス 31%、工業と化学 28%、エネルギー 24%、鉱業 14%、廃棄物 3%、農業 0.1%、交通 0.1%)
- ・ 今後の改善点
 - single track での新しいビジネスモデルの作成
 - AIE を増やすための認定プロセスの短縮
 - 詳細な timeframe および締切の設定
 - 柔軟性の保持
 - シンプルかつ先進的な方法論の支持
 - 信頼性がある制度上の枠組および予測可能な手順の作成
 - JI の普及啓発
 - 2012 年以降への準備

④ ウクライナでの JI および GIS プロジェクト

発表者：Sergey Orienko (National Environmental Investment Agency)

- ・ ウクライナでの JI プロジェクト
 - プロジェクト数 179 (分野別：エネルギー 96、工業 42、農業 4、廃棄物 37)
 - 認証済みプロジェクト (track1 →16、track2→ 12)
 - 排出削減見込量 (2008-2012) 17000 万 t CO₂

・JI プロジェクトの改善点および問題点

- 企業のJI プロジェクトへの低い関心、関係する国際企業の不在
- 認定期間の短縮(検証期間→1~2 ヶ月、認定期間→6 か月以内)
- 現段階では国際的な方法論に従っているが、国内向けの方法論を検討中(コジェネレーション、エネルギーの再構築分野などで)
- 国内向けプロジェクトのための資金源確保が必要
- JI に取り組む一番の目的は排出量が軽減されることである。

⑤ ロシアでのJI プロジェクト

発表者：Vsevolod Gavrilov (Sberbank of Russia)

- ・ロシア政府の京都議定書参加の決定のもとにJI プロジェクトを実施
- ・排出権市場原理の導入
- ・JI プロジェクト実施のために
 - 財務関係者(financial driver)と投資関係者(investment driver)間でのコミュニケーション(意見交換など)が重要
 - 両者間の意見交換をもとに制度の構築を行う

質問および意見：

Q1:2012 年以降でのJI のセクター・ターゲット、カンクンに向けての枠組みが明白でない。
より多くの議論が必要、市場の反応をみながら、枠組を構築する必要がある。

Q2:前回の会合で資金不足の問題点が挙げたが、どのような解決策を考えているのか。
事務局から→新規のプロジェクト登録者から事務経費等(SOP-Admin)を前払いさせるという案がある。しかし、2010 年度に関しては十分な拠出金が集まっていないので会合の回数を減らす。次回の会合で詳細および、来年度の運営計画を検討する。

セッション 2：JI プロジェクトの実施および実施における障害に関する実際の局面

議長：Vsevolod Gavrilov (Sberbank of Russia)

① 2012 年以降のJI 制度の信頼性 (投資家からの観点)

発表者：Armin Sandhoevel (Allianz Climate Solutions)

- ・JI プロジェクトの様々なリスクは価格に影響を与える
 - 特に地方の支援およびホスト国のプロジェクトに対する承認が明白でない場合
 - より明確で安定した 2012 年以降のロシアにおける枠組みを作成することで、投資家は市場により興味を持つ。
- ・GIS スキームは効果的な新しいプロジェクトとして考えられているが、実施の為の注意点としては以下が挙げられる。

- 詳細内容(何に対してグリーン投資が行なわれるのか、MRV の要求事項、プロジェクトの適格性、タイムフレーム等)について記載がある契約
- 実施についてしっかりとした監督機関の存在
- ・新体制で取り込まれる JI および GIS 市場での主なリスク
 - 実施上のリスク
プロジェクト実績が豊富な実施者からの情報、また実施の際の設備などの情報があることで、スムーズにプロジェクトが進行するので、新規のプロジェクト実施の際はリスク軽減のために過去の実施記録や使用した技術について振り返る。
 - 削減実績に関するリスク
“paid-for-performance” (削減実績に基づいた支払) の原理を用いることで、計画的な CO₂ 削減となり、リスク軽減となる。
建物のエネルギー効率の測定が難しいので、(その建物が立つ) 地域の専門家を依頼する。
 - 発行及び移転に伴うリスク
ERUs の発行及び移転についてはまだ明確な方法がないので試験的な取り組みが必要
価格に関するリスクプロジェクト所有者が期待する価格と、政府・バイヤーが考える価格には差があるので、両者のコミュニケーションが大切
*JI での特異的なリスク→方法論、検証でのリスク、ホスト国での承認リスク、モニタリング及び検証リスク、2012 年以降リスク、ITL リスク、発行レビューのリスク
JI の評価に関するリスク質の高い、持続的なプロジェクトを実施することがリスク回避となる。

② JI プロジェクトを通じたロシアの持続可能なエネルギーへの投資

発表者：Jan-Willem van de Ven (EBRD)

- ・ロシアの排出量の現状
 - 第 3 位の排出国、多量の二酸化炭素排出により成り立つ経済
 - AAU(余剰分)
約 6,800,000 kl CO₂
- ・ロシアのもつ課題
 - 温暖化市場への投資
再生可能エネルギー導入、エネルギー改革(エネルギーの価格、再生可能エネルギーの使用など)、民間セクターの役割、第一約束期間終了および市場の興味に関連した JI のプロセス
 - 2012 年以降に向けて
AAU の余剰、排出削減のターゲット設定、温暖化の適用策について
 - 政策分析(“Pathways to an energy and carbon efficient Russia” に基づいた)
- ・実施のためのコスト、price distortions、リスクおよび障害について投資家のコストに反映される。
- ・様々な policy mix による排出量削減方法の提案
 - カーボントレーディング、炭素税(40€/tone CO₂)
- ・EBRD(欧州復興開発銀行)
 - ロシアは SEI(持続可能なエネルギーイニシアティブ)の最大の受益国(06 年から 1.2billion€ = SEI の投資額の約 32%)

- 2009年より、より SEI 政策をすすめる為の新たな国家戦略を採択
- 2009年に EE への協力に関連して、MOU は経産省と署名を交わした。また、エネルギー効率の改善およびカーボン・ファイナンスに関して Sberbank と署名を交わした。

・炭素市場の開発

- 例→ポーランドの Gas floating 削減プロジェクト
- 産業分野のエネルギー効率の改善
- コージェネレーションプラントの建設
- 特に規模があまり大きくないプロジェクトのエネルギー効率および代替エネルギー活用促進のため、グリーン投資実施の拡大
- JI のポテンシャルな投資における主要な障害は政策によるリスクと承認リスクである。
- 民間セクターからの投資への参加者が JI のポテンシャルをあげる。

・政策対話（技術サポート）

- 温暖化政策の研究および研究結果の普及
- EBED は効果的な関税規制のため、Electricity Market Council を支援している。
- その他（地域における検討事項）
Late クレジット(2012 年以降に発行されるクレジット)、地域のキャップアンドトレード制度の作成など

③ ロシアと京都 議定書(エネルギー分野からの視点)

発表者：Ingo Ramming (Carbon Trade& Finance)

・世界の炭素市場と JI

- 2009年の世界の炭素市場→\$144billion(その中で EU-ETS は最も大きな市場→\$118.5billion)
- CDM(中国とインド)プロジェクトがクリーン・エネルギー市場の主要部を占める。
- JI の市場はその中であまり大きくない

・投資家にとって JI は CDM 比べて多くのリスクがある(モニタリング、verification について、決まったものがないという意味で)プロジェクトである。

・不確実性を考慮したプロジェクトベースの炭素クレジットへの投資およびリスクマネジメント

- 炭素市場における高い価格変動リスク
- 期待されるクレジット量(ERUs)の予測
- EU-ETS の第 3 期における適格性および 2012 年以降での供給

・より柔軟性がある戦略の必要性

・結論

- 2012 年以降での Greenfield プロジェクトにおける民間セクターの確実な投資の必要性
- 質的な基準の議論を通して、JI は高品質な炭素クレジットを創出することができる。
- JI は第 3 期における双方の合意のためのテンプレートになりうる。
- 今後の課題(未来の柔軟性がある戦略とは？、No.843 の解決策、実際いつ ERUs が発行されるのか)

④ ERUS バイヤー (Endesa Carbono profile)

発表者：Francisco Fernandez

・なぜロシアの炭素クレジットを買うのか

- 炭素クレジットを買うということは、その基となるプロジェクトの資産価値を購入するということである。
- 特定の国の炭素クレジットを購入ということは、地域において長期の投資を行なうことと同じである。
- つまり経済力があるロシアの未来（長期間）を信用している。

・ロシアの炭素市場

- 高品質なプロジェクト、CDM での取引相手として高い評価を持つ。
- ロシアのビジネスは国際的な政治情勢に影響を受けやすい。
- JI プロジェクトは手順面で CDM より利便性がある。
- プロジェクトにおける公的および民間セクターの関係性構築がある。
- 多くのプレイヤーが長期間の展望を共有している。

⑤ ERUs バイヤー (Mercuria)

発表者：Andrei Marcu

・ロシアの炭素市場

- billions of AAUs
- 2008-9 年：不景気の影響を受ける。
- 2010 年：景気回復により、ロシアの供給が求められる。
CDM の信頼性の低下、CDM における規制の不確かさ、2012 年以降での供給予測の欠如
- 規制とリスク管理についてバランスがとれている。
(よい地域の規制に関する枠組み、高品質な資産と売り手の高い評判、リスクにより最適な底値がついている等)
- その他(需要と供給のバランスがとれている、国内に調整機構がある、リスク調整機構があるため、JI track1 に適している)

⑥ ウクライナの石炭採鉱とメタンガス回収

発表者：Borise Bokiy (Coal Mine Zasyadko)

・ウクライナの石炭採鉱とメタン回収の現状

- ウクライナの石炭採鉱は複雑な採掘、地理的な炭層堆積の状況が特徴として挙げられる。
- よって採掘の予測や開発によるガス排出の予測が難しい。

・脱メタンガスシステムの開発

- 研究機関、産業機関の共同研究として 8 年間の研究
- 研究内容 (鉱物の含有物質、鉱物のガス含有、鉱物の物理的・科学的な特性、メタンガスエネルギー回収の可能性)

・メタンガスのエネルギー利用の現状 (コジェネレーション等)

- JI プロジェクト (採掘によるガスのエネルギーとしての利用) を 2004 年から実施

- ▶ 車両の燃料としての利用、電力供給源としての利用、熱源としての利用
- ▶ メタンガス利用プロジェクトは商業利用が可能であり、複雑な鉱山および単純な鉱山両方に適用可能である。
- ▶ 採鉱によるメタンガス排出の削減はガス爆発の危険性の低減、安全性および労働者の作業環境の改善だけではなく、ガス爆発の危険性による開発制限をなくし、作業効率を上げ、採掘量を増加するという効果がある。

⑦ ロシアの JI プロジェクト(コンサルタントからの観点)

発表者：Yury Fedorov (National Carbon Sequestration Foundation)

・ Determination problems

- ▶ 追加性(additionality)に関連した買い手の需要変動
ERUs は保証されているものであるので、投資家の分析などに基ついた複雑な基準を儲ける必要はない、むしろ追加性(additionality)に関する容易なアプローチの確立が必要
- ▶ JISC は determination のタイミングについて規制がない、determination 期間の長期の延長は問題がある。

・ JI プロジェクトへの CDM の方法論の適用(不適な例もある)

- ▶ 例→石油ガス利用プロジェクト(CDM の方法論は underburning について考慮されていないが、もし、JI で考慮すると、10%の排出削減となる)

・ Track1 vs Track2

- ▶ Track2→複雑な determination 手順、追加コスト(プロジェクトの JISC 登録のため事務手数料)
- ▶ プロジェクト所有者からの観点
→プロジェクト、排出削減ユニットの質は同じ(Track1、Track2)、であるのになぜ Track2 は追加コストや複雑な手順を踏むのか？

・ 要約

- ▶ 国内の JI プロジェクトを始めるにあたりプロジェクト所有者およびディベロッパーは determination および 登録の為のシンプルで明確なルール作成を望む。

セッション 3:JI の改善および発展についての展望

議長：Vsevolod Gavrilov (Sberbank of Russia)

① 2012 以降におけるロシアでの JI プロジェクト実施

発表者：Tatiana Fayzullina (Gazporm Marketing & Trading)

- ・ 新規の JI 市場の必要性 (ベラルーシ、ウクライナ、ロシア)
 - ▶ その為、NOG 等の戦略や情報収集をするための機関が必要
 - ▶ ERU の買い手として、EU、日本、米国が可能性がある。
EU→ロシアの ERU を EU 市場で使用できるか？
日本→25%の削減目標があるが、ロシアはまだ交渉していない。
- ・ AAU の移転

- ・2012年以降のために方向性を話し合う必要性がある。

② UNDPからの展望(2012年以降のロシアでのJIについて)

発表者：Alexander Averchenkov (UNDP)

- ・工事・建設分野におけるEEの可能性
 - 50%以上のロシアのEE potentialは工事・建築分野にある。
 - 180 Mtce(2030年のエネルギー消費量の13%)の削減、205 Mt CO₂の削減(2030年の排出量の7%)、€70 billionの投資で€190billionがコスト削減される(20年間)。
- ・EE発展のためのバリア
 - 公共部門の問題
不十分な予算及び規制、豊富な資金源の欠如、多様なステークホルダーの不在(民間投資家、自治体などの)、明確な手順の欠如
 - 投資家の問題
国との相互関係を結ぶためのメカニズムの欠如、国とのリスクシェアリングの欠如
- ・ロシアでの官民協力(Public-Private Partnership Development in Russia)
 - 地方のPPPセンターのネットワークの開発および受け皿となる地方公共団体の強化、スタッフの強化が必要
 - プロジェクト分野→上・下水道の管理、都市ごみおよび産業廃棄物の管理、エネルギー効率の改善、鉄道インフラの整備、社会的インフラの建設および維持管理の分野がある。
- ・計画的なJI市場のために必要なもの
 - 技術的に似通ったプロジェクトの統合
 - JIプログラム活動PDDの為に標準テンプレート
 - 二者間(プロジェクト参加者とプロジェクトオーナー)での法的な合意
 - JIプログラム活動はPPPアプローチ方法との共通点がある。
 - 2012年以降におけるERUのロシア-EU間での双方向的な合意が必要
- ・2012年以降でのEE政策実施のために、ロシア政府はカーボンマーケット機関(JI, JI PoAs, GIS)および優先的なセクター、技術について方向性を示すべき。
- ・GEFプロジェクトによるJIの普及啓発およびキャパシティビルディング

③ 2012年以降でのJIビジネスチャンス

発表者：Helmut Schreiber (世界銀行) 世界銀行

- ・炭素市場においてJIは小さい市場である。また、2012年以降における炭素市場の需要供給バランスは明確ではない。以上の状況下での世界銀行の役割とは？
 - 初期からの市場参加者である。
 - 市場関係者への情報提供(年次報告書、方法論等)
 - ビジネスモデルの開発
 - ファンド関係者のために削減クレジットの購入(世界銀行ではクレジットの取引はしていない)
- ・2012年以降に向けての新しいパートナーシップの構築
 - 市場規模拡大に向けて(€110million→€200million)
 - 多くの関係者が世界銀行やClean Technology Fund等の他の機関とのリンクを考えている。

- CPF パイプラインでの JI プログラムを含む早期の議論の開始
- The initial pipeline プログラム(モロッコとブラジルの廃棄物管理、ベトナムの再生可能エネルギー、中国のバイオマス事業など)
- ・ロシアでのビジネスチャンス
 - ヨーロッパおよび中央アジアでは世界銀行により 20 の JI プロジェクトが実施中であるが、その中でロシアでは1つのプロジェクトのみである。(理由)
 - ①ロシアと東ヨーロッパのパートナーシップについて議論されたが、実施されていない。
 - ②主な理由はロシアでの JI の制度整備が遅れているため。
 - ロシアの AAU 余剰(€6billion)についての取扱い
 - エネルギー分野 (エネルギー効率改善、再生可能エネルギー、随伴ガス削減等) がビジネスチャンスを見込める。
 - 2012 年以降でも炭素市場は成長しており、パートナーシップ、AAU 余剰の取扱い、JI のメカニズム、継続体制について検討が必要
 - GIS スキーム活用の利点(JI との比較)→利益の前払いが可能である。2012 年以降でも継続する。世界銀行はロシアでの GIS スキーム実施に興味を持っている。

④ 2012 年以降での JI プロジェクトに関する法関連について

発表者：Moritz von Unger (Climate Focus)

- ・新しい約束期間は京都プロトコルの改変を求める。
 - CMP での決定および 3/4 の State Parties の承認が必要
 - 上記の改変は次のカンクンでの会合、南アフリカ会合での決定では遅いのでは？
- ・2013-15 での JI 活動
 - CMP は JI の適性について言及した文章(ERU のトレードだけではなく 2015 年まで JI プロジェクトは可能であるという)を準備し 2015 年以降に UN 事務局は JI の延長を検討すべき。
- ・2012 年以降の EU-ETS
 - Directive(29/2009/EC)では 2012 年以降に創出された ERUs について言及し、EU-ETS に移行できるとしている。付随して、地域のオフセットメカニズムを創出することも視野に入れる。
- ・2012 年以降の JI(改善改善点について)
 - 関係各国の国内規制の見直し
 - JI と CDM の基本的な関係性の見直し(追加性の概念について)
 - Track1 と Track2 の見直し(Track2→ホストは AA から ERU への移転に関して責任を持つべきか?)
 - 双方向的な承認(Bilateral Approval)から国内の承認(Domestic Approval)へのシフト
- ・2015 年以降(排出量取引制度との関連)
 - JI は現在流通している炭素クレジット使用について関連性あるメカニズムである。

⑤ JI の改善及びより良い発展のための提案

発表者：Morten Prehn Sorensen(JI Action Group)

- ・第一約束期間とその後の合意についてギャップが存在する。

- ・ギャップを埋めるための双方向的な国際合意が必要
 - 双方向的合意の目的および利点
 - 1) 市民及び政府に対する気候変動の啓発
 - 2) エネルギー効率改善が必要な機関やインフラに寄与できる(ロシアのエネルギーセクター→2020年までに€560 - 650billion が必要)
 - 3) 低炭素社会の構築やエネルギー効率改善の機会になる。
 - 4) EU-ETS の費用効率に寄与する。
 - 新たな合意が効力を持つまで既存の体制や手順の保持が望ましい。
- ・合意に向けて
 - 既存の議論
 - 1) ロシア EU とのエネルギー分野での意見交換
(第24回 EU-ロシアサミット 2009年11月18日)
 - 2) ウクライナ EU-ウクライナ間の提携アジェンダ (2009年11月23日)
 - 市場関係者、投資家は双方向的な合意に向けての計画が必要
 - 2012年以降に向け結論を出すために近々に議論が必要

⑥ 2012年以降の第三者検証の役割

発表者：Flavio Gomes (JI AIE/IE Forum)

- ・第三者検証はまだ必要なのか？
- ・近未来の シナリオ
 - バリ行動計画→計測、報告、検証可能である合意もしくは行動の検討
 - コペンハーゲン合意→先進国からの拠出金提供、グリーン投資と類似したスキーム
 - UN は京都シナリオの延長(2014)熟考している。
 - 2012年までおよびその後の排出ギャップをどのように埋めるかについて各国で話し合い中
- ・地域的および地域間での合意
 - 例) 地域的→EU ETS、地域間→日本×中国 地方→米国、ニュージーランド、オーストラリア、韓国、東京都
 - 2012年以降に向けて地域向けのアプローチにシフト
 - 地域の検証機関の育成が必要
 - いくつかのルール(地域の)について対処できるよう検証機関が準備する必要がある。

ラウンドテーブル：General roundtable

*ラウンドテーブルは当初 2 グループに分かれる予定だったが、1つのグループとし、内容についても General なものとなった。以下の意見が挙げられた。

- ・追加性(additionality)について
 - 3つのベースライン(emission/ pool of power plant/company)
 - 確実性が必要である。

- ・プロジェクト実施についてより柔軟性がある手続きが必要→国際的な手続き、地域的な手続き等
- ・2012年以降のギャップの扱いについて
 - 法的な決定に基づき実施する。
 - 扱い方法によりロシアでの影響は大きい
 - 事務局がギャップの存在する期限までに関連文章を用意する。
- ・JIにおける取引システムの構築が必要(ロシア)
- ・JIはより複雑なベースラインである(プロジェクトは単独では利益を出してはいけない)。
例 セメント関連のプロジェクトはどのようにベースラインを設定すべきか? (electricityと同様であるので、根拠にできるのでは)
- ・payするpayしないという問題ではなく排出削減するために、また地域のカーボンマーケットを活性化するためにJIプロジェクトを実施すると考えてほしい。

- ・ロシアはJIプロジェクト実施については柔軟性を持っている。JIとしてflexible mechanismをカンクンで提案するのはどうか。
- ・どのようにプロジェクトに投資をすべきか(UNレベル、JIレベル)。
- ・(2012年以降に向けて)新たな枠組を作るのではなく、今あるものを再構築して対処する。

以上

(文責：(社)海外環境協力センター(OECC)松村郁)